

# 八戸市農業委員会5月総会議事録

日時：平成29年5月25日（木）午前10時00分  
場所：八戸プラザホテル プラザホール

農業委員数 35名

出席委員数 30名

1番 籠田 悦子、3番 清川 新一、4番 和泉 俊雄、5番 上野 正雄、8番 大沢 俊幸  
9番 鳥喰 一郎、10番 山内 光興、11番 高橋 勝男、13番 寺沢 和則、14番 谷地 秀典  
16番 川畑 修一、17番 田中 忠二、18番 下館 敏、21番 古館 傳之助、22番 木村 武美  
23番 馬場 豊、24番 齋藤 正人、25番 松橋 剛志、26番 三浦 豊、27番 釜石 幸史朗  
28番 西野 茂雄、29番 田名部 和義、30番 中村 正記、31番 三浦 慶一、32番 赤坂 英夫  
33番 堰端 治、34番 森園 秀一、35番 前澤 時廣、36番 荒川 喜一郎、37番 明戸 政勝

欠席委員数 5名

2番 坂下 彌一、6番 小笠原 萬三、15番 林 善嗣、19番 村上 仁、20番 大久保 秀幸

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地GL）寺沢 智幸、農政GL 村上 司  
主査 三浦 一範、技師 奥山 成美

総会案件

議案第3号 平成28年度事業報告について  
議案第4号 平成29年度事業計画（案）について  
議案第5号 八戸市農業委員憲章の見直し制定について  
議案第6号 八戸市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第7号 農業委員会部会会議規則を廃止する規則の制定について  
議案第8号 八戸市農業委員会互選規程を廃止する規程の制定について  
議案第9号 八戸市農業委員会選挙規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第10号 八戸市農業委員会規程の制定について  
議案第11号 八戸市農業委員会事務局規程を廃止する訓令の制定について  
議案第12号 八戸市農業委員会運営協議会規程の一部を改正する規程の制定について  
議案第13号 八戸市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定について  
議案第14号 八戸市農業委員会委員表彰規程の一部を改正する規程の制定について

村上GL

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、八戸市農業委員会5月総会を開会いたします。  
本日は、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立することを御報告いたします。  
会議に先立ち、八戸市農業委員憲章の唱和を行います。総会資料の2ページをお開きください。唱和は、全員御起立の上、和泉会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

和泉職代

八戸市農業委員憲章。  
私が一、農業委員は、と言いますので、その後に皆さん御唱和をお願いします。  
八戸市農業委員憲章。  
一、農業委員は、農業、農村、農業者の代表として、新基本法農政の推進に努め、市民の期待と信頼に応えます。  
一、農業委員は、食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。  
一、農業委員は、意欲ある担い手を育成確保し、望ましい農業構造を実現するため、農

用地の利用集積と集団化に努めます。

一、農業委員は、地域農業の持続的発展のため、認定農業者等の経営支援を強化し、農業、農村の振興に努めます。

一、農業委員は、暮らしと経営に役立つ情報の収集、提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

一、農業委員は、市民に農業体験等を通じて、自然の大切さ、農業の大切さを啓発します。

一、農業委員は、地域の特性を生かした農産物の生産奨励と、市民に新鮮でより安全な食料提供の啓発に努めます。

一、農業委員は、農家の生活向上と、老後生活安定のため、農業者年金制度の推進に努めます。

以上です。ありがとうございました。

村上GL

ありがとうございました。

続きまして、開会に当たり、会長より御挨拶を申し上げます。

籠田会長

それでは、平成29年度の5月総会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、皆様大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨今の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加などの構造的脆弱化に加え、食に関するニーズの多様化、グローバル化の進展等大きく変化しております。

国においても、米に関する政策の変更、農地中間管理機構の創設のほか、収入保険制度の導入など、農業政策の転換が進められております。

農業委員会に関しましては、昨年の農業委員会等に関する法律の改正により、遊休農地の発生防止、解消、担い手への農地利用集積、集約化、新規参入の促進という農地利用の最適化の推進について、組織を挙げて取り組むことが最重要課題とされております。

当委員会では、本年7月から改正法に基づく新たな体制に移行することとなりますが、新設された農地利用最適化推進委員と農業委員が連携を密にしながら、意欲ある担い手を確保し、優良農地の確保と集積を進める必要があります。今年度は、新制度への過渡期となりますが、地域農業の発展に一丸となって取り組むためにも、皆様には、引き続き地域農業の牽引役として、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本日の総会には、昨年度の事業報告、今年度の事業計画案のほか、新たな体制に対応するための、規則、規程の改正等に係る議案を提案させていただいておりますので、何とぞ慎重なる御審議を頂きまして、全議案とも御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

村上GL

ありがとうございました。これより会議に入ります。

議長は、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により、会長が務めることとなります。

会長、よろしくお願い致します。

籠田議長（会長）

それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

本日の議事につきましては、お手元に配付しております、総会資料の次第により、進行いたしますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

籠田議長（会長）

御異議なしと認めます。

よって、議事録署名者には、16 番川畑修一委員、26 番三浦豊委員の両氏を指名いたします。

それでは、議案第3号平成28年度事業報告についてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

上村事務局長

それでは、事務局上村から平成28年度事業報告について御説明いたします。  
失礼ながら着座により、また、一部要約して説明させていただきます。  
資料の4ページをお開き願います。

我が国の農業は、担い手の減少、高齢化、遊休農地の増加など大きな問題を抱え、早急な農政改革の推進による農業、農村の再構築が喫緊の課題となっております。

とりわけ、認定農業者等の担い手の育成、確保、遊休農地の発生防止、解消や担い手への農地利用集積が求められており、本市農業委員会においても、各種の活動を行っております。

平成28年度に当たっては、総会及び部会活動、遊休農地の解消と発生防止、農地流動化の推進、優良農地のあわせん事業の実施、青色申告の普及、経営体を育成するための周知活動、農業体験交流会などを行いました。

また、農業者との意見交換会の開催、三八地区及び青森県農業委員会大会を通じ、消費税率引き上げへの慎重な対応や農業委員会の制度と役割等について、要望、提案を行なうとともに、八戸市農業経営者協議会の活動支援、農業者年金の加入推進、経営移譲等の相談と、農業や農業者に関する情報提供に取り組みました。

5ページを御覧願います。1会議等開催状況でございます。

(1) 総会につきましては、記載のとおり4回開催しております。

平成28年度におきましては、農業委員会法の改正に伴う委員等定数条例の制定、委員候補者選考の規則、推進委員委嘱の規則などについて協議するとともに1月総会では、第35回八戸市農業後継者顕彰を実施しております。

(2) 全員協議会については、5月総会後に行っており、平成28年度八戸市農林関係課所管事業等の説明を市の農業関係各課から説明いただいております。

2部会につきましては、農地部会、農政部会とも12回開催しております。

6ページの3運営協議会、7ページの4主な研修会、大会等につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次ページ以降につきましては、2の農政関係活動報告は、村上農政グループリーダーから、3の農地関係活動報告につきましては、寺沢次長から説明いたします。

村上GL

それでは、事務局村上から農政関係活動報告について御説明いたします。

失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

資料の8ページをお開き願います。1農政部会の(1)議決事項ですが、アの相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてほか、4議案について議決いただきました。

(2) 協議事項ですが、アの平成28年産米需給調整等の受付状況について、から、セの遊休農地の課税強化と農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減について、までの14項目について協議いただきました。

9ページを御覧願います。2農政関係事業でございますが、(1)農家相談活動として、1月に12会場において農家座談会を開催し、出席者は延べ90人となっております。

(2) 情報活動として、はちのへのうぎょうだよりを年7回発行しており、また、八戸ののうぎょうを、5月に400部発行しております。

10ページをお開き願います。(3)農地台帳の整備につきましては、電算化により事務の効率化を図るとともに、農地の移動に伴う台帳補正事務を行っております。

(4) 農地台帳記載証明書の交付状況は、本庁交付分が250件、南郷事務所交付分が74件で、合わせて324件の交付となっております。

(5) 租税特別措置法に基づく証明書発行等ですが、アの農地の一括贈与関係では、①の税務署分が7名であり、イの相続税関係では29名の方に証明書を発行しております。

(6) 経理記帳の普及につきましては、青色申告普及のため、税制改正の内容等につい

て、周知に努めております。

11 ページを御覧願います。(7) 農業後継者の顕彰は、尻内地区の小笠原輝さんを決定しており、累計 61 人となっております。

(8) 家族経営協定の推進では、28 年度は 1 家族の協定締結があり、年度末の合計は 36 家族となっております。

(9) 農業委員と農業者との意見交換会は、平成 29 年 2 月 22 日八戸パークホテルにおいて開催し、農業委員、農業者、関係団体等合わせて 58 名が参加しております。

(10) 農業体験交流会は、南郷地区の山の楽校において、そば打ち体験などを行い、2 組のカップルが成立しております。

(11) 農業者年金事業ですが、12 ページにまいりまして、アの農業者年金加入状況のうち、新年金では、加入者数が 30 人で 28 年度の新規加入者は 3 人でした。旧年金では、受給待期者数は 32 人となっております。イの農業者年金受給状況のうち、新年金は、合計 63 人で、うち 28 年度受給開始者数は 5 人でした。旧年金は合計 319 人の受給となっております。

13 ページを御覧願います。3 の外郭団体活動でございますが、(1) 八戸市農業経営者協議会のアの会議の開催は、役員会、総会を表のとおり開催しております。イの事業として、農政の新たな時代について、の講演会を開催しております。

農政関係活動報告の説明は、以上でございます。

寺沢事務局次長

続きます。農地関係活動報告について、寺沢より御説明いたします。

失礼ながら座って説明させていただきます。

14 ページをお開き願います。1 農地部会の項目では、一覧表にありますとおり、農地の権利移動と転用などの処理状況について、直近 2 か年の処理件数と面積をまとめています。

農地の権利移動ですが、農地法第 3 条と基盤法第 18 条に基づく処理件数の合計は、平成 28 年が 153 件、面積で 833,001 ㎡、約 83.3ha となっております。

農地の転用ですが、農地法第 4 条と第 5 条に基づく処理件数の合計は、平成 28 年が、268 件、面積で 173,386 ㎡、約 17.3ha となっております。

その他の処理件数等につきましては、表のとおりとなっておりますので、説明を省略いたします。

1 ページ飛びまして、16 ページをお開き願います。2 農地流動化と経営規模拡大施策では、経営規模の拡大と農地の効率的利用を促進するために行っている事務、事業についてまとめています。

(1) 農業経営基盤強化促進事業についてですが、ア利用権設定の実績は、設定件数が 114 件、設定面積は 697,207 ㎡、約 69.7ha です。

17 ページに移りまして、(2) 農地移動適正化あっせん事業についてですが、農用地区域内における農地の売買について、あっせん委員会を 1 回開催し、件数で 1 件、面積で 13,657 ㎡、約 1.4ha が成立しております。

次に 3 遊休農地解消普及活動についてですが、農業委員会では、荒廃農地の発生、解消状況に関する調査と農地パトロールを実施しており、平成 28 年度は、委員皆様の御協力のもと 12 回の農地パトロールを実施致しました。

18 ページをお開き願います。荒廃農地の平成 28 年度調査結果を表に掲載しております。

A 分類は再生利用が可能な荒廃農地、B 分類は再生利用が困難と見込まれている農地であります。

旧八戸と旧南郷の A 分類と B 分類を合わせた荒廃農地の面積は、3,610,812 ㎡、約 361.1ha となっております。うち、B 分類の農地については、非農地として認定し所有者に通知したところです。

4 農地相談活動、5 土地利用調整活動、6 転用許可後の転用事業の促進と農地改良の適正化指導については、日頃行っている窓口での対応や、関係機関、部署との調整内容でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で農地関係活動報告を終わります。

籠田議長（会長）	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。</p>
委員	<p>（「なし」の声あり）</p>
籠田議長（会長）	<p>ないようですので、お諮りいたします。 本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
籠田議長（会長）	<p>御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。 続いて、議案第4号平成29年度事業計画案についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
上村事務局長	<p>それでは、説明いたします。21ページをお開き願います。 平成29年度事業計画（案）の基本方針ですが、一部要約して説明させていただきます。 昨今の我が国の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化などの構造的な脆弱化に加え、消費者ニーズの多様化、グローバル化の進展など大きく変化しています。 国は、施策の改革や国民全体による取組を進めるための指針となる新たな食料、農業、農村基本計画を平成27年3月に策定し、産業政策と、地域政策を車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料、農業、農村施策の改革を着実に着手、推進することとしてございます。 農業委員会に関しましては、平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正法施行により、農地利用の最適化の推進に向けて、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が必須業務となり、農業委員会の果たす役割と使命はますます重要なものとなっております。 当農業委員会では、農業の担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の育成、確保と経営支援の強化、またこれらに対する農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止、解消などの活動を積極的に展開することはもとより、当市農業施策の基本方針として本年4月に策定された第11次八戸市農業計画に沿って農業者の取組みを支援するとともに、市農業委員憲章の理念に基づき、農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、環境に調和した持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動いたします。 22ページをお開き願います。1会議関係の1総会については10回を予定しております。7月は組織会と農地利用最適化推進委員の決定等が議題となります。また、8月以降は、部会が無くなり、全て総会での審議、協議となります。 2部会につきましては、7月までの4回の開催となります。 3運営協議会の開催は、必要に応じて随時協議してまいります。 4全員協議会は5月総会と併せて実施いたします。 5会議、研修会、大会等の開催、参加につきましては、（1）から（4）までの諸会議、各種研修会の開催及び参加、三八地区及び青森県農業委員会大会への参加を予定してございます。 次ページ以降の2農政関係活動は、村上農政グループリーダーから、3農地関係活動につきましては、寺沢次長から説明いたします。</p>
村上GL	<p>それでは、農政関係活動について御説明いたしますので、23ページを御覧願います。 2の農政関係活動についてですが、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、認定農業者等の担い手への農地利用集積と支援により、農業所得の向上を図るとともに、部会活動等を通じて、各種事業を積極的に推進することとしており、次の項目に取り組んでまいります。 1 委員会独自の地域性のある農業活動を展開するための建議要望、2 諸制度の周知、相</p>

談、意見交換の場を設ける農家相談活動、3のうぎょうだよりや八戸ののうぎょうによる情報活動、4農地の権利移動等、利便性の向上を図る農地台帳の効率的な運用と整備、5農地の一括贈与や相続税納税猶予に係る租税特別措置法に係る事務、6農家の経理記帳の普及、7農業後継者の確保と育成を目的とした、農業後継者の顕彰。

24 ページにまいりまして、8 制度資金の活用、9 家族間で個人の役割、就業状況、収益の配分、経営の継承などについて家族全員で取り決め、経営改善に努める家族経営協定の推進、10 今後の農業振興策と地域農業者への支援活動の在り方を検討する農業委員と農業者との意見交換会、11 農業者の老後の安定のため、普及、相談活動等を行う農業者年金業務、12 外郭団体である八戸市農業経営者協議会の事務局として、経営の改善や相互研鑽により、先端的農業経営の推進を図ってまいります。

以上の12項目について、昨年に引き続き推進してまいります。

農政関係活動の説明は以上でございます。

寺沢事務局次長

続きまして、農地関係活動について、御説明いたします。

25 ページを御覧願います。1 農地事務の適正処理についてですが、農地等の権利移転、設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

2 遊休農地解消活動事業につきましては、委員各位の協力を得まして、今年度も農地パトロールを実施し、荒廃農地の早期発見と適切な指導に努めてまいります。

3 農業経営基盤強化促進事業につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業や嘱託登記事務を実施してまいります。

4 農地移動適正化あっせん事業につきましては、農用地区域内における農地の売買等のあっせん申し出があった場合は、あっせん委員会を開催し、適格者にあっせんを行うとともに、制度の普及、啓発に努めてまいります。

そのほか5 農地等利用関係紛争処理から26 ページにわたりまして、10 農地中間管理事業までの活動につきましては、資料記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。農地関係活動についての説明を終わります。

続きまして、別冊資料の農業委員会事務の実施状況等の公表についてを説明させていただきます。

これは、昨年度までは農業委員会の適正な事務実施についてという内容で作成し、説明していたものですが、昨年の農業委員会法改正により、農業委員会の事務に関する公表内容、様式が改められたものです。

では、別冊資料の1 ページ目をお開き願います。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画からですが、1 農業委員会の状況は、今年3月末現在の内容を記載しており、1 農家、農地等の概要は、2015年の農林業センサスに基づいて記入しております。

下の表に移りまして、耕地面積ほかの面積については、各種統計調査等から数値を記載しております。

2 農業委員会の現在の体制については、現体制の農業委員の内訳を記載しております。

2 ページをお開き願います。2 担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、2 平成29年度の目標及び活動計画の目標集積面積は895haとし、うち新規は36.2haとしております。目標の設定に当たっては、基本構想の目標値を目安とし、認定農業者等1 経営体当たり0.2haの増加を目指すものです。

3 ページに移りまして、4 遊休農地に関する措置ですが、2 平成29年度の目標及び活動計画では、解消の目標面積を、過去の実績を踏まえつつ過大な見込みとならないよう10haとしております。

5 違反転用への適正な対応についてですが、この項目は事例がないものの、2の活動計画といたしまして、違反転用の発生防止に向け、農業委員会が発行する広報誌で啓発を図るほか、随時、農地パトロールを実施することとしております。

4 ページをお開き願います。ここからは、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価で、昨年度の実績についての確認となっております。

5 ページを御覧願います。2 担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、2の平成28年度の目標及び実績の箇所では、集積目標908.2haに対し、実績は858.8haとな

っております。実績が低くなった主な理由といたしましては、集計対象となる認定農業者の数が減ったことが挙げられます。

6ページを飛ばしまして、7ページに移ります。4遊休農地に関する措置に関する評価ですが、遊休農地面積が339.4ha、管内の農地に占める割合が6.5パーセントとなっております。

2の28年度の目標、実績は、対前年の減少面積を記載しているもので、目標10haの減に対し、実績では35haの減となりました。

8ページ以降につきましては、5違反転用への適正な対応ほか、農業委員会の基本的な活動の内容をとりまとめて記載しておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上で、農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明を終わります。

籠田議長（会長）

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

籠田議長（会長）

ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

籠田議長（会長）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認されました。

続いて、議案第5号八戸市農業委員憲章の見直し制定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

村上GL

それでは、議案第5号八戸市農業委員憲章の見直し制定について、御説明いたしますので、資料の28ページをお開き願います。

現在の八戸市農業委員憲章は、平成13年1月に制定されたものですが、平成28年5月26日の全国農業委員会会長大会において、新たな農業委員会憲章が採択されたことに伴い、当農業委員会においても、農業委員憲章を見直し、新たに八戸市農業委員会憲章を制定するものであります。

新たな農業委員会憲章案の概要について御説明いたしますので、資料29ページを御覧願います。

まず、名称が八戸市農業委員憲章から八戸市農業委員会憲章になっております。

次に、前文が新たに設けられ、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、憲章を遵守する内容となっております。

遵守項目の内容は、国の食料、農業、農村基本計画の実現に努めること、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めること、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進に努めること、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成、確保と経営支援を強化すること、暮らしと経営に役立つ情報の収集、提供に努めることとなっております。

なお、新憲章の施行日は、平成29年7月15日となります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

籠田議長（会長）

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

籠田議長（会長）

ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

委員	(「異議なし」の声あり)
籠田議長(会長)	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。 続いて、議案第6号八戸市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
寺沢事務局次長	議案第6号八戸市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。 資料の30ページをお開き願います。八戸市農業委員会総会会議規則は、総会の会議に関する事項を規定しているもので、改正の理由は、部会を廃止することに伴い、所要の改正をするためのものであります。 資料の33ページをお開き願います。改正内容については、ここからの新旧対照表で、御説明いたします。 主な改正内容ですが、改正前の第2条を始め、全般にわたって規定していた総会の後ろの(会議)の文言を全て削除いたします。 資料の34ページをお開き願います。改正後の第11条において、農地利用最適化推進委員の出席に関する規定を設け、第12条では推進委員の発言、第13条では推進委員の議事参与の制限について規定いたします。 資料の35ページを御覧願います。改正前の第15条、及び36ページに移りまして第16条では、部会長の報告、部会長報告に対する質疑について規定していましたが、部会の廃止により、これらの条項を削除いたします。 その他、この改正に合わせて、字句の修正など所要の改正を行うものです。 なお、この規則の施行日は、新体制となる平成29年7月15日となります。 以上で議案第6号の説明を終わります。
籠田議長(会長)	ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。
委員	(「なし」の声あり)
籠田議長(会長)	ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)
籠田議長(会長)	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。 続いて、議案第7号農業委員会部会会議規則を廃止する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
寺沢事務局次長	議案第7号農業委員会部会会議規則を廃止する規則の制定について、御説明いたします。 資料の38ページをお開き願います。農業委員会部会会議規則は、農地部会、農政部会の会議に関する事項を規定しているものですが、廃止の理由は、部会を廃止することによるものであります。 施行日は平成29年7月15日となります。 以上で議案第7号の説明を終わります。
籠田議長(会長)	ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。



委員	(「なし」の声あり)
籠田議長(会長)	ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)
籠田議長(会長)	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。 続いて、議案第8号八戸市農業委員会互選規程を廃止する規程の制定についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
寺沢事務局次長	議案第8号八戸市農業委員会互選規程を廃止する規程の制定について、御説明いたします。 資料の40ページをお開き願います。八戸市農業委員会互選規程は、部会委員の互選に関する事項を規定しているものですが、廃止の理由は、部会を廃止することによるものであります。 施行日は平成29年7月15日となります。 以上で議案第8号の説明を終わります。
籠田議長(会長)	ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。
委員	(「なし」の声あり)
籠田議長(会長)	ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)
籠田議長(会長)	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。 続いて、議案第9号八戸市農業委員会選挙規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
寺沢事務局次長	議案第9号八戸市農業委員会選挙規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。 資料の42ページをお開き願います。八戸市農業委員会選挙規則は、会長と職務代理者の選出、選挙の方法に関する事項を規定しているものですが、改正の理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするためのものであります。 改正の内容について、新旧対照表で説明いたしますので、資料の44ページをお開き願います。改正部分は、第2条で、委員改選後を新たに委員会の委員の任命が行われた後最初にと改めるもので、公選制から任命制へと制度改正が行われたことに合わせて、表現を改めるものです。 施行日は平成29年7月15日となります。 以上で議案第9号の説明を終わります。
籠田議長(会長)	ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。
委員	(「なし」の声あり)

籠田議長（会長） ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

籠田議長（会長） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は承認されました。  
続いて、議案第 10 号八戸市農業委員会規程の制定についてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

寺沢事務局次長 議案第 10 号八戸市農業委員会規程の制定について、御説明いたします。  
資料の 45 ページを御覧願います。八戸市農業委員会規程は、部会の設置、事務局の設置を規定しているほか、公印、身分証明書に関することを規定しているものですが、部会を廃止するほか、農業委員会事務局規程の内容と統合するため、これまでの委員会規程を全部改正するためのものであります。  
資料の 46 ページを御覧願います。全部改正であることから、こちらが新しい規程の全文となります。  
旧規程からの変更点ですが、農地部会及び農政部会の設置規定を削除しております。  
事務局規程から移行、統合した条項は、第 2 条の事務局、第 3 条の職務、第 4 条の分掌事務、47 ページに移りまして第 5 条で事務の処理、第 6 条で事務局長の専決事務及びその代決代行の条項のほか、資料の 48 ページにまいりまして、第 10 条委員会の事務及び職員に関するその他の事項となります。  
別表は農業委員会の公印について規定しているものですが、これまで会長職務代理者印の次に規定していた農地部会長印と農政部会長印の項目を削除しております。  
施行日は平成 29 年 7 月 15 日となります。  
以上で議案第 10 号の説明を終わります。

籠田議長（会長） ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員 （「なし」の声あり）

籠田議長（会長） ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

籠田議長（会長） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は承認されました。  
続いて、議案第 11 号八戸市農業委員会事務局規程を廃止する訓令の制定についてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

寺沢事務局次長 議案第 11 号八戸市農業委員会事務局規程を廃止する訓令の制定について、御説明いたします。  
資料の 50 ページをお開き願います。八戸市農業委員会事務局規程は、事務局の職員と分掌事務、事務局長の専決事務について規定しているものですが、廃止の理由は、先ほどの議案の農業委員会規程に統合するためのものです。  
施行日は平成 29 年 7 月 15 日となります。  
以上で議案第 11 号の説明を終わります。

籠田議長（会長） ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員	(「なし」の声あり)
籠田議長(会長)	ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)
籠田議長(会長)	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。 続いて、議案第12号八戸市農業委員会運営協議会規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
村上GL	それでは、議案第12号八戸市農業委員会運営協議会規程の一部を改正する規程の制定について、御説明いたしますので、資料の52ページをお開き願います。 この規程は、八戸市農業委員会を円滑かつ適正に運営するため設置されている八戸市農業委員会運営協議会について規定しているもので、改正理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするためのものであります。 改正内容について、新旧対照表で説明いたしますので、資料の54ページをお開き願います。改正の内容は、第3条第1項の中の委員6人を委員5人に改め、第3条第3項の運営協議会の委員に充てる者について、第2号を各部会の部会長から農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の中から総会で決定された者に改め、第3号及び第4号を削るものです。 施行日は、平成29年7月15日となります。 以上で議案第12号の説明を終わります。
籠田議長(会長)	ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。
委員	(「なし」の声あり)
籠田議長(会長)	ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)
籠田議長(会長)	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。 続いて、議案第13号八戸市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。 事務局から説明願います。
寺沢事務局次長	議案第13号八戸市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定について、御説明いたします。 資料の55ページを御覧願います。八戸市農地台帳点検等実施規程は、農地台帳の整備と公表に関することを規定しているもので、改正の理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員選挙人名簿の調製に関する項目を削除するほか、所要の改正をするためのものです。 改正の内容について、新旧対照表で説明いたしますので、資料の57ページを御覧ください。改正の内容は、第3条の中で、農業委員会委員選挙人名簿調製に関する項目を削除し、第4条において農地台帳の記録の補正に関する活動について、農業委員のほか農地利用最適化推進委員を追加するものです。 施行日は、平成29年7月15日となります。

	以上で議案第 13 号の説明を終わります。
籠田議長（会長）	ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。
委員	（「なし」の声あり）
籠田議長（会長）	ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。
委員	（「異議なし」の声あり）
籠田議長（会長）	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。 続いて、議案第 14 号八戸市農業委員会委員表彰規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
村上GL	それでは、議案第 14 号八戸市農業委員会委員表彰規程の一部を改正する規程の制定について、御説明いたしますので、資料の 58 ページをお開き願います。 この規程は、農業委員の表彰について規定しているもので、改正理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするためのものであります。 改正内容について、新旧対照表で説明いたしますので、資料の 60 ページをお開き願います。改正の内容は、規程の名称の中の農業委員会委員の次に等を加え、第 1 条の中の本会に属する農業委員の次に、会の委員及び農地利用最適化推進委員以下委員等というを加え、第 2 条の中の前条に掲げる委員の次に等を加え、又は委員の次に等を加えるものであります。 施行日は、平成 29 年 7 月 15 日となります。 以上で議案第 14 号の説明を終わります。
籠田議長（会長）	ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。
委員	（「なし」の声あり）
籠田議長（会長）	ないようですので、お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。
委員	（「異議なし」の声あり）
籠田議長（会長）	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認されました。 以上で、全ての審議は終了いたしました。 次に、その他ですが、皆様から何か御発言がありましたら、お願いいたします。
委員	（「なし」の声あり）
籠田議長（会長）	ないようですので、これもちまして、総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。
終了	午前 10 時 50 分